

# 公益社団法人熊本県薬剤師会会員規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人熊本県薬剤師会(以下「本会」という。)定款第5条及び定款第6条の規定に基づき、本会の会員の構成並びに入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (会員の構成)

第2条 本会の会員は、定款第5条の規定に基づき正会員、準会員、終身会員、特別会員、賛助会員及び名誉会員とする。

## (正会員)

第3条 定款第5条に定める正会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) A会員は、薬局、店舗販売業、または卸売販売業の開設者である薬剤師とする。
- (2) B会員は、A会員以外の薬剤師とする。

## (準会員)

第4条 定款第5条に定める準会員は、前条のほか、本会の事業に協力する薬剤師とする。

## (終身会員)

第5条 定款第5条に定める終身会員は、会員期間が継続して30年以上の正会員で、当該年度以前に満80歳に達し、正会員の権利を有しない薬剤師とする。

## (特別会員)

第6条 定款第5条に定める特別会員の種別は、薬科大学、薬学部等の薬剤師養成の大学、大学院等の教育課程の在籍者とする。

## (賛助会員)

第7条 定款第5条に定める賛助会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師以外で薬事関係の業務を営む者、または同一の個人、法人の2店舗目からの薬局等
- (2) その他希望する個人及び団体

## (名誉会員)

第8条 定款第5条に定める名誉会員は、薬学・薬業の進歩発展に、特に顕著な功労のあった者を総会の承認を経て、名誉会員の称号を与えることができる。

## (入会基準及び手続)

第9条 本会の正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書「様式第1号」に必要事項を記入のうえ、入会金を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 前項の入会申込書に対し、本会は、別表の資格基準により審査を行い、入会の可否を決定し、申込者に通知する。
- 3 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、総会において推薦を決定し、本人に通知する。

## (資格の取得)

第10条 前条の入会手続きを経た者は、理事会の決議によって会員となる。なお、入会日は、入会手続きが完了した日とする。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第11条 入会者は、会員の種別毎に、本会が管理する会員名簿に登録する。

- 2 前条の入会申込書に記載した事項の内容に変更が生じた場合は、速やかに別に定める変更届書を提出しなければならない。(別紙「様式第2号」)
- 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、本会が別に定める「個人情報の保護に関する基本方針」及び「個人情報管理規程」に基づき取扱わなければならない。

(会費)

第12条 会費の金額及び納期、並びに会費滞納に対する催告等に関する細則は、定款第8条により総会の議を経て別に定める「会費等規程」による。

- 2 第5条第6項の名誉会員については、会費を要しない。

(退会及び手続)

第13条 本会を退会しようとする者は、退会届「様式第3号」を提出しなければならない。

- 2 定款第11条の定めにより、退会以外の理由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第14条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第6条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会申込みに対しては、第6条に定める基準により、再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際、未納の会費及び負担金等がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 「別表」

会員名称	資 格 基 準
正 会 員	①薬剤師の免許を取得していること(薬剤師法第2条) ②日本薬剤師会への入会を希望する者 ③本会の会員として除名の処分を受けた者は、その日から5年以上経過していること
準 会 員	正会員以外の薬剤師で、本会の事業に協力する者
終身会員	会員期間が継続して30年以上の正会員で、当該年度以前に満80歳に達し、正会員の権利を有しない者
特別会員	定款第5条に定める特別会員の種別は、薬科大学、薬学部等の薬剤師養成の大学、大学院等の教育課程の在籍者
賛助会員	薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し、事業に賛助するため入会を希望する個人及び団体
名誉会員	薬学・薬業の進歩発展に、特に顕著な功労のあった者のうち総会の承認を経た者

〔記入上の注意〕裏面に記載の「賛助会員の個人情報の取扱いについて」をよく読み、承認された上でご記入下さい。

入会申込書 (賛助会員)

会長	副会長	専務理事	支部長

氏名	ふりがな	男 女	生年	S・H 年 月 日
			月日	
住所				
	TEL (     ) -     E-mail (     )			
店	所在地			
	TEL (     ) -     FAX (     ) -			
舗	ふりがな			
	名称			
業務の種類別	薬局 一般販売 医薬品製造業 その他 (     )			
管理薬剤師氏名				
備考	※開局予定日 (     年     月     日)			

熊本県薬剤師会定款第6条の規定に基づき、入会金を添えて申込みます。

年 月 日

氏名 印

(職が法に於て法人)

公益社団法人 熊本県薬剤師会会長 様

伺い：本書により手続きしてよろしいか。					
事務局長	次長	係長	主任	係員	受付日付印

【記入上の注意】裏面に記載の「会員の個人情報の取扱いについて」をよく読み、承認された上でご記入下さい。

# 入会申込書

会長	副会長	専務理事	支部長

氏名	ふりがな	男	生年	S・H 年 月 日
		女	月日	
自宅住所				
	TEL ( ) - ( )	E-mail ( )		
薬剤師免許番号	第 号	登録年月日	S・H 年 月 日	
卒業大学名 (院を除く)		卒業年月日	S・H 年 月 日	
開の設場	所在地			
	TEL ( ) - ( )	FAX ( ) - ( )		
者合	ふりがな			
	名称			
勤務者	所在地			
	TEL ( ) - ( )	FAX ( ) - ( )		
備考	名称			
薬剤師区分	管理薬剤師	その他の薬剤師		
業務の種別	薬局	病院	一般販売	卸 其他
備考				
※開局の場合、開局年月日をご記入ください。( 年 月 日)				

熊本県薬剤師会定款第6条の規定に基づき、入会金を添えて申込みます。

年 月 日

氏名 印  
(職が法人に於て法人)

公益社団法人 熊本県薬剤師会会長 様

伺い：本書により手続きしてよろしいか。					
事務局長	次長	係長	主任	係員	受付日付印



# 退 会 届

氏 名		
業務所又は 勤 務 先	名 称	
	所 在 地	
退会の理由		
退会年月日	年	月 日

上記により退会の届出をします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

公益社団法人 熊本県薬剤師会会長 様

伺い：本書により手続きしてよろしいか。							
会 長	専務理事	事務局長	次 長	係 長	主 任	係 員	受付日付印